令和６年度

第３回御船町議会定例会（９月会議）

議　　案

令和６年９月１２日（木）

令和６年度第３回御船町議会定例会（９月会議）議事日程

令和６年９月１２日（木）午前１０時開議

第　１　　会議録署名議員の指名

第　２　　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第　３　　一般質問

第　４　　報告第１１号　　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第　５　　認定第　１号　　令和５年度御船町一般会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第　６　　認定第　２号　　令和５年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第　７　　認定第　３号　　令和５年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第　８　　認定第　４号　　令和５年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第　９　　認定第　５号　　令和５年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第１０　　認定第　６号　　令和５年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第１１　　認定第　７号　　令和５年度御船町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
【別冊】

第１２　　議案第　８号　　令和６年度御船町一般会計補正予算（第２号）について
【別冊】

第１３	議案第　９号	令和６年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について 【別冊】
第１４	議案第１０号	令和６年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について 【別冊】
第１５	議案第１１号	令和６年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について 【別冊】
第１６	議案第１２号	令和６年度御船町下水道事業会計補正予算（第１号）について 【別冊】
第１７	議案第１３号	令和６年度御船町水道事業会計補正予算（第１号）について 【別冊】
第１８	議案第１４号	御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及び御船町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１９	議案第１５号	上益城消防組合規約の一部変更について
第２０	議案第１６号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第２１	議案第１７号	和解及び損害賠償額の決定について
第２２	議案第１８号	和解及び損害賠償額の決定について
第２３	議員派遣について	

報告第１１号

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

御船町の財政健全化判断比率

%

区　　分	令和５年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	なし	14.62	20.0
連結実質赤字比率	なし	19.62	30.0
実質公債費比率	14.2	25.0	35.0
将来負担比率	なし	350.0	

公営企業会計の資金不足比率	水道事業会計、下水道事業特別会計及び緑の村運営事業特別会計のいずれも資金不足がないため「なし」	20.0	

議案第１４号

御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及び御船町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及び御船町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）の施行により引用条項の整理を行うため、関係条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和　年　月　日

条例第　号

御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及び御船町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正）

第１条　御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和２年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の４第１項第１号」に改める。

（御船町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　御船町下水道事業の設置等に関する条例（令和５年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第５条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の２第８項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

議案第１５号

上益城消防組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第２項の規定により、上益城消防組合規約（昭和４９年熊本県指令地第１２６号）の一部を次のように変更する。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

上益城消防組合規約の一部を変更する規約

上益城消防組合規約（昭和４９年熊本県指令地第１２６号）の一部を次のように変更する。

第１３条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時又は一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず関係町の協議により管理者が別に定める。

（１）　蘇陽出張所の施設改修に係る経費

（２）　蘇陽出張所に係る維持管理等費

（３）　蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費

附　則

この規約は、令和６年１１月１日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

議案第１６号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年熊本県指令市町村第２３号）の一部を次のとおり変更する。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年熊本県指令市町村第２３号）の一部を次のように変更する。

別表第２中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附　則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

（提出理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第２９１条の１１の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第１７号

和解及び損害賠償額の決定について

令和６年３月１８日に発生した御船町役場正面駐車場における車両事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

１　相手方　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

２　事故の概要

令和６年３月１８日、相手方が御船町役場正面駐車場をコミュニティバスで通行中、コンクリート蓋をタイヤで踏んだ際、蓋を跳ね上げ車体下部を破損した。

３　損害賠償額　６３７，１０９円

過失割合（町：１０　相手方：０）

４　和解の内容

町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金６３７，１０９円を相手方指定の口座に支払う。

本件損害賠償のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

（提案理由）

損害賠償の額を定めるためには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第１８号

和解及び損害賠償額の決定について

令和６年６月２５日に発生した町道白岩工業団地線における車両事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

令和６年９月１２日提出

御船町長　藤木　正幸

１　相手方　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

２　事故の概要

令和６年６月２５日午後７時５５分頃、相手方が町道白岩工業団地線を社用車で通行中、路面の窪み（ポットホール）に右前輪が入りタイヤ及びホイルを損傷した。

３　損害賠償額　５１８，１７７円

過失割合（町：１０　相手方：０）

４　和解の内容

町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金５１８，１７７円を相手方指定の口座に支払う。

本件損害賠償のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

（提案理由）

損害賠償の額を定めるためには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。